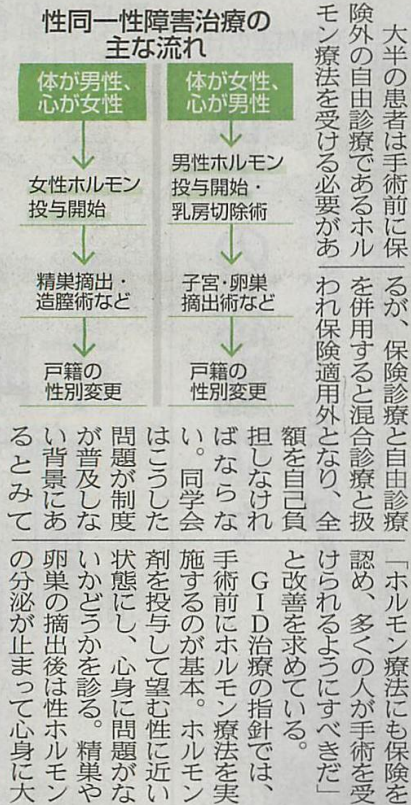


性別適合手術

保険適用1年で4件

認定病院 実施の1割 学会「制度改善を」

性同一性障害(GID)の性別適合手術に公的医療保険の適用が始まった昨年4月からの1年間で、生殖器の摘出や形成の適合手術に保険が適用されたケースが4件だったことが23日、GID学会(事務局・岡山市)のまとめで分かった。この間、保険適用が認められる認定病院で実施された手術は約40件で、適用は1割程度にとどまる。



ズーム

性同一性障害 心と体の性が一致せず、体の性別に強い違和感や不快感を持つ状態。医療機関では、カウセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を段階的に行う。2004年に性同一性障害特例法が施行され、①20人以上の医師による診断②20歳以上③結婚していない④性別適合手術を受けている⑤などの条件を満たせば、家庭裁判所に請求して戸籍の性別変更ができるようになった。

性別適合手術で公的医療保険の適用が普及せず、制度が機能不全に陥っている背景には、術前に受ける自由診療のホルモン療法との併用で「混合診療」と見なされ、経済負担が大きくなる問題がある。ホルモン療法にも保険を適用するようGID学会は要請しているが、薬事承認を得るための治験のデータ収集など実現に向けたハードルは高く、適用拡大への道筋は描けていない。厚生労働省によると、ホルモン療法が保険適用になるには基本的にホルモン剤の薬事承認が必要で、効果や副作用について厳密なデータを集めなければならない。ホルモン剤は海外で保険適用とする国があったり、国内でも自由診療

混合診療 普及の壁に

で使用されたりしているものの、薬事承認のための申請はなく、治験データもほとんどないのが実情だ。ホルモン剤は数十種類あり、承認には1剤ごとにデータを収集することが求められる。海外で十分な実績や研究があった場合に国内での治験を省略して承認手続きをする「公知申請」制度の利用も検討されているが、厚生労働省の基準を満たす事例や研究は見つかっていない。GID学会理事長の中塚幹也(岡山大学大学院教授(生殖医学))は「これから治験で症例を集めるとなると費用やかなりの時間がかかる。自由診療で広く使われていることを踏まえ、承認条件の緩和などを厚生労働省に要請していく」と話している。

4件について、同学会は年齢など詳細を明かしていないが、いずれも男性から女性への手術で「高齢でホルモン療法の必要がないなど例外的なケースだ」としている。保険適用が認められるのは岡山大病院や山梨に上るが、保険適用されれば原則3割負担で済む。同学会によると、認定病院で現状は把握している。ホルモン療法の保険適用に向けては学会に助言するなど連携して対応中としている。

問題が制度が普及しない背景にあるとみて